

《勤務医の先生にもご回覧をお願いいたします》

◆台湾東部地震への医療支援金についてのお願い

去る4月3日に発生した台湾東部沖を震源とするマグニチュード7.7の地震における医療支援につきまして、日本医師会から全国の医師会及び会員に対し、支援金の協力依頼がございました。

お寄せいただきました支援金につきましては、日本医師会を通じてすべて台湾医師会に支出されるとのことですので、ご協力いただける先生は、下記のとおり日本医師会へ直接お振込みをお願いいたします。

記

1. 受付期間 令和6年5月31日（金）まで

2. 支援金受付口座

●銀行名：三井住友銀行 神田支店

●口座番号：普通預金 3658282

●口座名義：公益社団法人日本医師会 台湾東部地震医療支援金

シヤ) ニホンイシカイ タイワントウブジシンイリヨウシエンキン

※振込手数料はご負担ください。

3. 税法上の取扱い

この支援金は「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当しますので、個人の方は所得税の控除として、「所得控除」と「税額控除」のいずれか有利な方を選択できます。また、法人(医療法人等)の方は、一般の寄附金とは別枠で損金算入ができます。詳細な取扱いについては、国税庁のホームページ若しくは管轄税務署等にお問い合わせください。

4. 領収書の発行について

宮崎県医師会のホームページより「寄附金領収書発行依頼書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、日本医師会経理課宛てにお送りください。

後日、日本医師会より領収書が届きます。

郵 送：〒113-8621 東京都文京区本駒込 2-28-16

FAX：03-3946-6295 電子メール：keiri@po.med.or.jp

5. 宮崎県医師会ホームページ

【宮崎県医師会ホームページ > 医師の皆さまへ > 重要なお知らせ > 台湾東部地震への医療支援金についてのお願い】